

令和8年第2回定例会

厚生常任委員会記録

令和8年6月23日（火）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時06分

○出席委員（7名）

1番 渡辺果歩 委員	2番 角田しの 委員	5番 志村洋子 委員
6番 三浦 行 委員	11番 成田大介 委員	13番 齋藤 豪 委員
17番 木村隆洋 委員		

○出席理事者（9名）

市民生活部長 佐藤真紀	市民協働課長 對馬真理子
福祉部長 秋田美織	福祉総務課長 高屋 憲
障がい福祉課長 丸岡和明	健康こども部長 山内 恒
国保年金課長 相馬延承	健康こどもスポーツ局長 堀子義人
スポーツ振興課長 若松義人	

○出席事務局職員（2名）

次 長 竹内孝行	書 記 田村宣樹
----------	----------

【午前10時00分 開会】

○委員長（成田大介委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本日の案件は、1、付託案件の審査について。2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についての以上2件であります。

初めに、案件1、付託案件の審査を行います。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案5件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第52号 弘前市交流センター条例の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員） まず、議案第52号弘前市交流センター条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤真紀） 議案第52号弘前市交流センター条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

別にお配りしております資料に沿って御説明させていただきます。

1、提案理由についてであります。世代間の交流事業や高齢者に対する生きがいづくりの事業を行い、その保健福祉の向上を図ることを目的として、現在整備を進めている第二中学校等複合施設内に新たに交流センターを設置し、集会室の使用料を定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、当該交流センターの供用開始は、校舎の使用開始に合わせまして、令和9年度2学期の開始時期である8月下旬を予定しております。

次に、2、交流センターの名称等につきましては第二中学校地区交流センターとし、その位置は、第二中学校と同じ弘前市大字平岡町72番地とするものです。

次に、3、施設概要についてであります。

資料の3ページを御覧ください。こちらは整備完了後の第二中学校1階の平面図となっております。右側の赤い点線で囲った部分が当該交流センターとなります。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらは2階の平面図となります。同じように右側の赤い点線で囲った部分が当該交流センターとなります。

さらに、6ページを御覧ください。各階における当該交流センターの拡大平面図となります。1階には集会室A、交流ロビー、事務室などを、2階には集会室BからD、ラウンジ等を配置しております。

それでは、資料の1ページへお戻り願います。

4、使用料についてであります。

当該交流センターには、集会室AからDまでの四つの貸室を設けることとしており、その使用料につきましては、市内の6交流センターの平均使用料金を基に算定しております。集会室AからCは1時間当たり60円、集会室Dは50円とするほか、冷暖房を使用する期間の使用料は、当該使用料に、当該使用料の3割に相当する額を加算した額としております。

最後に、5、運営についてであります。

具体的な開館時間や休館日につきましては、施設の供用開始に合わせて弘前市交流センター管理運営規則において定めることとなりますが、開館時間は午前9時から午後9時まで、休館日は、月曜日、祝日の翌日、12月29日から1月3日までの年末年始とする予定となっております。

なお、第二中学校等複合施設の整備工事につきましては、令和9年7月末までを予定しております。

当該交流センターは、令和9年度2学期からの供用開始を目指しているところではありますが、現時点では施行期日を定めることができないため、附則において、規則で定める日から施行することを規定するものです。

説明は以上でありますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（成田大介委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○6番（三浦 行委員） 3点質疑します。

交流センターの利用想定者についてどう考えているのか。

条例の目的が、世代間交流、高齢者の生きがいづくりとありますが、具体的にはどのような事業内容を想定しているのか。学校施設との複合化を生かした取組はあるのか。

また、運営主体はどこなのか。市なのか指定管理者なのかをお伺いします。

○市民協働課長（對馬真理子） まず、交流センターの利用想定者についてであります。交流センターは広く皆様に御利用いただける施設でありまして、利用者の制限はありませんが、これまで勤労青少年ホームを利用されている方や、第二中学校区の地域住民の皆様に多く御利用いただけるものと考えております。

次に、条例の目的に即して、具体的にどのような事業内容を想定しているかということにつきましては、市内のほかの交流センターは指定管理者による管理運営となっております。地区の町会と連携して開催する交流祭りであったり、高齢者を対象にした健康料理教室、カラオケの発表会などを自主事業として実施しておりまして、地域の世代間交流や高齢者の生きがいづくりに寄与しております。

第二中学校地区交流センターにつきましては、指定管理者制度による運営を予定しております。具体的な事業は、指定管理者が企画・実施する自主事業において展開していくこととなりますので、市といたしましても、学校施設との複合化のメリットを最大限に生かした事業の提案を期待しております。

三つ目の運営主体につきましては、指定管理となる予定であります。

○6番（三浦 行委員） 運営体制や安全管理、使用料設定の根拠、地域への効果について市の見解をお伺いします。

○市民協働課長（對馬真理子） まず、1点目の運営体制につきましては、市内のほかの交流センターのうち、第二中学校地区交流センターと規模が類似している施設、市内であれば三省交流センターが類似しているのですが、そちらの交流センターを例にしまして、施設長を含めました3人から4人体制での運営を想定しておりますが、今後、指定管理者と協議しながら最適な人員配置などの詳細について決定することとしております。

中学校の敷地内に交流センターを設置することによる安全管理につきましては、当該交流センターと学校機能の配置が設計時点で明確に区分されておりまして、建物への入り口も学校と交流センターで別に設置しております。

また、公共施設と学校の隣接部分につきましては、施錠できる扉等で明確に区分しております。利用者の動線が重ならないように設計上の配慮を行っております。

なお、より安全面を確保するため、指定管理者を公募で選定する際には、安全管理に関する具体的な提案等を評価の対象にするほか、開館後の運営におきましても、指定管理者、学校、教育委員会が緊密に情報共有を図る体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、使用料設定の根拠ということですが、使用料の算定方法につきましては、事前にお配りしております資料1ページの4に記載のとおりとなっております。現在運用している交流センターの使用料を基本に算定しております。

最後に、地域への効果につきましては、令和5年度末に弘前市勤労青少年ホームが廃止となったことがありまして、近隣住民の皆様から活動場所の確保を求める声を頂いておりました。このたび、第二中学校内に交流センターを設置したことで、身近な活動場所が確保されるとともに、当該交流センターを中心に幅広い交流が生まれ、地域全体の活性化につながるものと期待しております。

○17番（木村隆洋委員） 今回、第二中学校の長寿命化改修に合わせて交流センターも併設すると。個人的にはかなりの事業かなというふうに受け止めています。

石川小・中学校に関しても、交流センターというか、地域の拠点となる集会所機能を併せて

いて、我々から見ると、これがいわゆる第2弾になってきたのかなというイメージを持っています。

これを市民協働課に聞くかどうかというのはちょっと難しいかも知れないのですが、今後、やはり人口減に合わせてこの教育施設——学校と、集会所、交流センター機能を一体化して整備していくというのもまた、これが中学校区になるのか、地域によっては、例えば離れているところであれば小学校の長寿命化というのも今後恐らく、今、桔梗野小学校がやっている、松原小学校は今回の補正の絡みで一旦止まってはいますけれども、多分やらざるを得ない。実際、小学校でいえば40年を超えている学校がかなり、学校施設個別施設計画を見ても複数あります。

そういった意味では、今後の長寿命化とか小学校・中学校の整備方針として、個人的には新設というのはなかなか難しいのかなと。長寿命化に合わせて、この交流センター、集会所機能を併せ持つ、併設した学校を造っていくのかどうかという方針を1点、お伺いいたします。

○市民協働課長（對馬真理子） ちょっと明確なお答えにはならないのですが、今後、小中学校の建て替えを行う際には、基本的には単独での整備を行わずに、近隣の公共施設との集約化・複合化を推進していくという方針にはなっております。

現在、弘前市公共施設等総合管理計画に基づきまして、学校を地域コミュニティの核としたまちづくりを進めておりまして、今後も小中学校の建て替えが必要となった地域ごとに、周囲の施設の配置であったり地域のニーズを踏まえまして、最適な複合化の在り方を検討していくこととしております。当課で答えられるのはここまでで、申し訳ないのですが。

○17番（木村隆洋委員） この複合化の流れは非常に大事だなと思っていて、人口減の中で学校を中心にして範囲を狭めていろいろ考えていくというのがやっぱり必要だと思いますので、その方針で今後ぜひ、教育部局とも連携を取ってという形になると思いますので、できれば計画性をしっかりと持ってやっていただければというふうに思います。

○委員長（成田大介委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第53号 弘前市社会福祉センター条例の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員） 次に、議案第53号弘前市社会福祉センター条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋田美織） 議案第53号弘前市社会福祉センター条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、弘前市社会福祉センターの使用料に係る取扱いを改めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、別途配付しております資料に沿って御説明させていただきますので、お手元の資料1、弘前市社会福祉センター条例の一部を改正する条例案概要を御覧ください。

まず、1、改正理由であります。

弘前市社会福祉センターは、令和6年4月1日付で社会福祉法人弘前市社会福祉協議会から無償譲渡を受けた施設であります。

当該センターの会議室等の貸館施設の使用料につきましては、市への譲渡後も既存の利用者に配慮して、おおむね譲渡前と同様の規定を引き継いで運用してまいりました。このたび、市民の多様な利用ニーズに対応し、施設のさらなる活用を図るため、弘前市社会福祉センター条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、2、改正内容であります。資料2、新旧対照表を併せて御覧ください。

第4条につきましては、字句の整理を行うもので、見出し中「申込み等」を「申請等」に、第1項中「申込み」を「申請」に、それぞれ改めるものであります。

また、別表につきましては、使用料を改めるもので、改正前は午前・午後・全日・夜間の区分であったものを、改正後は1時間当たりの区分とし、使用料を設定するものであります。

続きまして、3、施行期日であります。

本定例会において条例を改正した後、周知期間としておよそ3か月を置き、令和8年10月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（成田大介委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○6番（三浦 行委員） 2点質疑します。

今回、使用料区分を1時間単位に改める理由について伺います。利用者の利便性向上なのか、改正の背景と目的を具体的に伺います。

あと、「申込み」が「申請」に変わりますが、文言の変更に伴い、利用者側の手続で変わる点があるか伺います。

○福祉総務課長（高屋 憲） 今回、社会福祉センターの貸館施設の使用料の区分を改める理由についてお答えいたします。

改正の背景といたしましては、今年の2月から3月にかけて、センターの改修についての説明会を3回開催した中で、できるだけ早い時期に1時間単位の貸出しという形に改めてほしい旨の御意見を多数の方から頂いたことを受けまして、検討を行った結果、本定例会に条例改正案を提出することとしたものであります。

次に、改正の目的についてお答えいたします。

これまでは、午前の3時間、午後の4時間、夜間の3時間、全日の4区分でのみ貸出しとしていたものを1時間単位に改めることによって、利用者は必要な時間だけ部屋を借りることができるようになりまして、例えば午後の4時間で、午後1時から2時まで、4時から5時まで、それぞれ別の団体から借用希望があった場合にも対応することも可能となるなど、施設のさらなる利活用が図られるとともに、市民の利便性の向上に資するものであると考えておりま

す。

二つ目の質疑についてお答えいたします。「申込み」が「申請」に変わりますが、そのことによって利用者側の手続が変わる点があるかどうかということについてです。

法令用語といたしましては、改正前の「申込み」は、基準を満たしていれば原則として成立するものでありますが、改正後の「申請」は、審査や許可が必要な行政処分に際して使われる用語となりまして、本件の会議室の使用許可は行政処分に当たることから、今回「申請」に改めるものであります。「申込み」から「申請」に改められることによりまして、利用者側の手続が変わる点はないものでございます。

○委員長（成田大介委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第54号 弘前市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員） 次に、議案第54号弘前市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋田美織） 議案第54号弘前市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、青森県重度心身障がい者医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

初めに、重度心身障がい者医療費支給制度について御説明申し上げますので、資料1を御覧ください。

本制度は、重度の障がいを有する方に対して医療費の一部を支給するものであり、県が定める実施要領に基づき実施しております。

本制度の対象となる障がい者は、身体障害者手帳1級、2級及び身体障害者手帳3級であり障がいの種別が内部障がいの方、愛護手帳Aの方または精神障害者保健福祉手帳1級の方となっております。

対象者は、医療機関を受診した際に支払う医療費が世帯の課税状況によって無料または1割負担まで軽減されるものであります。

次に、改正内容を説明いたします。改正内容は2点ございます。

一つ目は、条例第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」の表記を「同一生計配偶者」に改めるものであります。国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）が令和6年4月1日に施行されたことを受け、令和8年2月20日付で青森県重度心身障がい者医療費助成事業実施要領が一部改正されたことから、当市条例についても同様の改正を行うものであります。

このことにより、対象者の所得制限限度額の基準となる扶養親族等の数が拡大されることとなります。

なお、改正後の制度運用については変更がなく利用者への影響はないものであります。

二つ目は、条例中「障害者」の「害」の表記について、漢字から平仮名表記に改めるものであります。

当市では、法令等の名称及びその中で規定されている名称等、固有名称になっているものを除き、漢字表記が否定的あるいは負のイメージが強いということを考慮し、障がいのある方の人権をより尊重するという観点から、適宜、平仮名表記を使用しており、今般の条例改正に合わせ、字句の整理を行うものであります。

なお、本案の詳細につきましては、新旧対照表を資料2としてお配りしておりますので、そちらを御参照ください。

最後に、附則として、本条例の施行期日は、令和8年10月1日からとするものです。

説明は以上であります。

○委員長（成田大介委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○6番（三浦 行委員） 資料1の対象者のところで、65歳以上で区切ることについてお伺いします。

あと、障害の「害」が漢字から平仮名になることについてお伺いします。国の制度では「障害」が漢字になっていると理解していましたが、ほかの制度との整合性がどうなっているのかお伺いします。

○障がい福祉課長（丸岡和明） 二つ、御質疑いただきました。

まず、資料1の対象者のところで、65歳以上で区切る理由ということですが、これは青森県重度心身障がい者医療費助成事業実施要領に基づいて、65歳以上で区切っているものです。

それから、二つ目の、障害の「害」が漢字から平仮名にということですが、当市では法令等の名称及びその中で規定されている名称等、固有名称になっているものを除き、平仮名表記を使用することとしておりまして、本案の提案に合わせて字句の整理を行うものであります。

○6番（三浦 行委員） 新しい条例案では、控除対象配偶者が同一生計配偶者が変わっていますが、どう変わるのか。これまで対象外だった世帯が対象になることもあるのかお伺いします。

○障がい福祉課長（丸岡和明） 平成29年度に所得税法の改正がありまして、控除対象配偶者から同一生計配偶者に変更となっておりますが、定義は同じであります。よって、青森県重度心身障がい者医療費助成事業への影響はないものと認識しております。

○委員長（成田大介委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第55号 弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員） 次に、議案第55号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（山内 恒） 議案第55号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

改正の趣旨ですが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の基礎賦課額の限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置の適用に関する所得判定基準の改正を行うものであります。

改正内容ですが、1点目は、(1)賦課限度額の引上げであります。

基礎賦課額(医療分)の賦課限度額を引き上げ、賦課限度額に達する一部の高所得者に引上げ分の保険料を御負担いただくものであります。

下の表中の四つの賦課区分のうち、最上段の基礎賦課額(医療分)に係る賦課限度額を現行の66万円から67万円に1万円引上げするもので、この改正により、以下の三つの賦課区分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分を合わせた四つの区分の合計賦課限度額は、世帯ごとに最大で112万円から113万円となるものでございます。

改正の2点目は、(2)軽減措置に係る所得判定基準の改正であります。

これは、低所得者に対する保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものであります。

具体的な内容を表で整理しております。5割軽減の対象となる所得判定基準においては、被保険者等の数に乗ずる金額を30万5000円から改正後は右側の31万円に5,000円引き上げ、下段の2割軽減の対象となる所得判定基準におきましては、被保険者等の数に乗ずる金額を56万円から改正後は57万円に1万円引上げするものでございます。

これらの改正により、中・低所得者の負担軽減を図ろうとするものであります。

施行日ですが、改正条例の施行日は、公布の日とするものであります。

なお、改正内容の(1)賦課限度額の引上げにつきましては、市の附属機関である弘前市国民健康保険協議会からの令和8年5月19日付の答申に基づくものであり、改正内容の(2)所得判

定基準の改正につきましては、国民健康保険法施行令の改正と連動して、同様の改正を要するものとなっております。

続いて、資料2を御覧ください。今回の改正による影響を示した資料となります。

(1)は、賦課限度額の引上げに伴う対象世帯及び調定額の推移の見込みであります。

令和8年3月10日時点における国保加入世帯状況で推計をしたものですが、基礎賦課額の賦課限度額を1万円引き上げることによって、当該賦課限度額を超過する世帯数は、462世帯から改定後は442世帯、割合としては2.1%から2.01%に減少することが見込まれます。

調定額につきましては、改定によりまして、22億1906万1300円から22億2349万2100円と、約443万円の増額が見込まれるものであります。

次に、(2)軽減措置に係る所得判定基準の改正に伴う影響についてであります。

こちらは、令和8年2月28日時点での国保加入世帯状況で推計したものです。①対象世帯数及び被保険者数の推移につきましては、軽減措置に係る所得判定基準額を引き上げることににより、これまで2割軽減の対象であった世帯の一部が5割軽減の対象となり、軽減の対象ではなかった世帯の一部が2割軽減の対象となり、それぞれ被保険者の負担が軽減されるものであります。

これらにより、5割軽減対象世帯は改正前から45世帯、対象者は77人の増加が、2割軽減対象世帯につきましては37世帯、対象者は66人の増加が見込まれるものであります。

次に、②調定額の推移についてですが、今回の改正により軽減対象となる世帯数が増加することにより、保険料の調定額は改正前と比較し、全体で約264万円減少となる見込みです。

なお、保険料の軽減による減少分については、保険基盤安定負担金として県及び市の一般会計よりそれぞれ支援される仕組みとなっております。

次に、資料3を御覧ください。

こちらは、本年4月24日に開催いたしました弘前市国民健康保険運営協議会からの諮問に対する答申書の写しでありまして、今回の改正について、諮問どおり実施することが適当と認められたものであります。

次に、資料4を御覧ください。こちらは、今回の賦課限度額及び軽減措置に係る所得判定基準の改正に係る国からの通知であります。

2ページ目の、第2、改正の内容のうち、赤枠で囲んである(1)の②が賦課限度額の引上げについて、③が保険料の軽減措置に係る所得判定基準の改正について示しているものでございます。

3ページ目の最後の、第3、施行期日では、改正政令の施行日を令和8年4月1日とし、本年度の保険料賦課から適用するものであります。

最後、資料5は、今回の条例改正案に係る新旧対照表でありますので、御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（成田大介委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（木村隆洋委員） 個人的な意見を言えば、また基礎賦課額の限度額が上がるのかと。これは別に、我々弘前市がどうこうという話ではないのは十分承知しております。

国保の話になると、やっぱりどうしても会計的な話をせざるを得ないかなと。平成30年度に県単位化されて、それまで累積赤字の議論がずっとされてきた中で、単年度で累積赤字が解消されたと。その後の決算的にはずっと黒字化が続いているというふうに認識しております。

直近2か年の決算を伺いたいと思います。令和4年度、令和5年度の、6年度は大丈夫なのか、出ますかね。5年度、6年度の決算の、黒字という言い方がちょっと役所的には正しくないかもしれないですけども、令和6年度がもし無理であれば、4年度、5年度でもいいです。5年度、6年度の決算の黒字額が分かればお知らせください。

また、現時点でのトータルでの、黒字という言い方はあれですけども、基金残高で構いませんので、弘前市の国保は幾らになっているのか、まず冒頭お伺いいたします。

○国保年金課長（相馬延承） 4年度から6年度まで全て分かるのでお話ししますと、4年度は大体単年度収支6億4400万円ぐらいのプラス、5年度は4億3700万円ぐらいのプラス、6年度に関してはマイナス9400万円ということで、27年度までずっと単年度収支は赤字でしたが、28年度から令和5年度まではプラスだったものが、6年度はマイナスに転じたという状況下になってございます。

基金のほうは、6年度マイナスの段階で約35億6000万円になっているという状況でございます。

○17番（木村隆洋委員） 令和6年度は赤字になったというのは、課長もよくおっしゃっていた基金をどう考えていくのだという大きな枠の中で、我々の感じだとずっと単年度黒字が続いてきたという中で、やはりこの国保料の高さというか、先般、子ども・子育て支援金の関係で少し下がったりとかということはあるんですけども、やはり相対的にかなり高いという中で、いわゆる基金残高がどんどん増していったというイメージがあります。

そういった中で、令和12年度に都道府県統一化がされていきます、5年後ですかね。統一化される中で、この基金の考え方、この統一化に向けても、令和6年度に赤字が出たということも含めて、これまでの7年間ぐらいですかね、基金残高がかなり積み上がってきた、この基金を今後、5年後の統一化に向けてどうしていくのかなという、その大きい考え方、なかなか難しいと思います。よく課長もこの話をすると、どこからか赤字になる可能性があると言明はできないけれども、その可能性は十分にあるというのが、今のお話を聞くと令和6年度に見えたのかなと。

そういった中で、これだけ積み上がった基金をこの統一化に向けてただの補填に充てていくのか。どういう考え方でこの基金を、運用という言い方はおかしいですけども、この国保料との相対的なバランスをどう考えているのかお伺いいたします。

○国保年金課長（相馬延承） 基金につきましては、令和12年度に県内統一の保険料になりますけれども、それ以降も、まず各市町村としては特別会計を持って、収支が足りないときはそれを補填するための基金としては必要になるので、それまでに絶対に全部消化しなければならないというものではないと。

実際、統一される保険料のところに関しては、その給付費としてみんなかかった医療費に充てる分だけでなく、保健事業の分がございまして、保健事業に関しては、特定健診に関しては全市町村でやらなければならないことになっていますが、例えば国保の人間ドックであるとか、そういったものは無医村とか病院のない町とかという離れているところではそういう保健事業を展開していないところも県内ではございます。そうすれば、やっている分を県全体の事業費納付金に含めると、そういうのを全くやっていない町村がその分を負担するのかみたいなところもあって、その納付金とかの考え方をどのようにするか各市町村も入った形で検討している状況下にあって、その先、実際にその額、その保険事業の、最低限といえればあれなんですけれども、それで統一した場合には、人間ドックだったりいろいろなものに対して独自でやっ

ている場合のお金を、その事業費納付金を払った県から来るわけでない。そういったものも含めて、プラス保険料を集めたので納付金を県に納めつつ、それが展開できるか。そのときに足りない場合は補填する形になるというので、その先も基金は全く要らないわけではないという認識です。

あと、8年度の賦課に関しては来月――7月にするので、所得がどうなっているか分からないのですが、実際、9月に決算しますけれども、出納閉鎖期間が終わって、実は7年度は収支的には黒字になっていますが、7年度はその前の農業所得が上がったということがあってプラスにはなっているのですけれども、8年度はまだ賦課していないので状況が分かりません。

ただ、9年度、10年度は、昨冬、今冬のりんごの被害がすごく出ていますので、その被害額でどれだけ農業の収入が、収入として上がっても今のナフサ不足だとかいろいろな物価の高騰で必要経費がいっぱいかかって所得としては賦課できない形になると、9年度、10年度は国保料の収入が非常に落ち込むのではないかとということが想定されますので、実際そのときにどれだけ基金が充てられるのか全く見込めないのですけれども。

実際に、りんご被害に関して県が話しているもので、農林部のほうのデータになりますけれども、6年度の中南のりんごの被害が161億5000万円に対して、弘前市は64億5000万円の被害だった。7年度は中南地域としては164.3億円と少し上がって、2.8億円増えたけれども、弘前市としては64億5000万円から115億5000万円と、弘前市だけ被害が異常に増えているのですよ。

そうなれば、今年の秋に取って、来年の5月、6月とかまでに収入が入って、10年度に賦課するものが非常に落ち込むのではないかなというのがあるので、9・10・11年度の統一までの間、そこに充てると基金が大きく落ち込む可能性があるというふうには認識しています。

○17番（木村隆洋委員） 備えている考えも非常によく分かりました。

最後に1点お伺いしたいのが、今まで基礎賦課額の限度額を上げると何回も来ているではないですか。それでちょっと思ったのが、国の国保施行令の改正で、局長から都道府県に通知が行って、各自治体で条例改正を行うという形を毎回やっています。

これ、万が一否決になったときに、この基礎賦課額を上げる予定の分とかがあるではないですか。これは基金とかで対応するのか。例えば5割軽減、2割軽減のところも、万が一否決された場合に、国の施行令はもう改正されていますので、多分このとおりにやらなければいけないと思うのです。弘前市が条例を変えなくても上位法の関係でやらざるを得ない。

そうなれば、その上位法でやらざるを得ないときに、それは基金で対応するのか。その対応の仕方はどうやっていくのか。万が一の備えというのは実際どうなっているのか、ちょっとふと思って。でも上位法が、国の国保施行令があるので、条例が通らなくても、多分施行令のとおり自治体はやらざるを得ないのですよ。

では、そうなったときに、その予算的なものの対応は基金で賄っていくのか。例えば、国が上位法でやっているの、弘前市の条例が通らなくてもどうにかしますという話になるのか。その対応の仕方を最後に1点お伺いいたします。

○国保年金課長（相馬延承） 施行令の改正によって、その軽減に関しては確実に法定軽減という形で決められているので、それはそのとおりにやらざるを得ないものになりますが、賦課限度額については法律上、その決めた額を超えることができないという規定になっているので、それより下の設定にしても問題はないと。各市町村、いわゆる保険者の判断になるという部分があるので、保険料に関する重要な事項を定める場合ということで、諮問機関である国保運営協議会の審査・審議を経て、意見を聞いてやるという形になりますので、賦課限度額に関して

は変えられなければまた上げない状態にはなって、実際に年度末、いわゆる出納閉鎖の段階で、やっぱり国保料以外で入ってくるものとしては様々な交付金とかインセンティブのものもあったりしますので、その収支を見た段階でやっぱり年度でマイナスであれば、6年度のように9400万円ぐらいマイナスだと基金を充てるだろうみたいな形で、その都度基金を充てるという形ではなく、見ますというふうな対応になります。

○6番（三浦 行委員） 今回も賦課限度額が引き上げられ、中間所得層においても負担増となる世帯が生まれることが心配されます。資料2に書いていますけれども、市民の何世帯がどのくらいの負担増になるのかお伺いします。

また、資料2を見ますと、賦課限度額が上がり、調定額が443万800円増えた分は基金の積み増しになるのか。

また、所得判定基準改正で5割と2割軽減になって、調定額が264万6700円減額される分の財源はどこから補填されるのかお伺いします。

○国保年金課長（相馬延承） 賦課限度額に関しましては、収入、人数が多いほど金額が上がりますが、一定の上限が設けられているということになっているものであります。

実際のところ、中間所得層が上がるかという話になると、具体例で話をしないといけないので、数字的なものでちょっと説明させていただきますと、よく中間所得層は所得300万円とかとなりますけれども、本当はその300万円から基礎控除の43万円を引いてになるので、それだとちょっと頭で計算できないので、300万円だとして計算するのですけれども、今、基礎賦課額のところは所得割が7.4%になっていますので、300万円掛ける7.4%で22万2000円になります。それにあと1人ずつ均等に入る均等割2万1400円と平等割2万1000円を足した26万4400円がその基礎賦課の分の賦課されるものとなります。そこは賦課限度額が上がっても計算方法は変わりませんから、その額は同じです。

なので、影響を受けるのがどういう人たちかという、例えばその計算する所得が1000万円の人であれば、そこに7.4%を掛けると所得割が74万円になります。実際は今、66万円が前年度までは限度です。66万円しか取らない。それが1万円上がって67万円になれば1万円増える人があると。その部分が、資料2で書いてあります442世帯は1万円が増えると。そして、実際には、443万円と端数がついているのは、その減った20世帯の分を足して、その端数の分——100円増えたり200円増えたり1,000円増えたりを合わせてそうなるというものであります。

あと、調定額に関しては、当初予算に比べて増えるのではないかとということで、基金に積む云々という話かもしれないのですけれども、実際のところは、木村委員のほうから話があったように、最終的には様々な歳入歳出で調整した上で、出納閉鎖後にプラスであればその分を、9月の決算議会のときに承認していただいた分で基金に積むというタイミングになるので、その都度積むとかということではないし、足りなければマイナスの分を基金から補填する形になります。

あと、マイナスに関するところの所得判定基準の5割、2割が増えるところに関しましては、法で定められていますので、それに関しては県が軽減した分の4分の3を一般会計から負担して、市町村は4分の1を一般会計から負担する形で補填するということが決められていますので、一般会計から確定した額で繰り入れる形となります。

○6番（三浦 行委員） 賦課限度額の規定は上限額の規定であり、今回据え置くこともできるはずですが、どうして協議会に諮問して答申をもらうのか。

また、先ほどの課長の御答弁で、市の国保財政は35億円の基金残高があると伺いましたが、

国保の値上げが必要なのかお伺いします。

○国保年金課長（相馬延承） 賦課限度額に関しましては、国の規定でそれ以上を超えることができないという形で、そこまでの額ということにするかというのが各市町村の判断になりますが、実際には平成30年度から財政運営は都道府県も一緒に担うこととなって、県全体で給付費を判断した上で、事業費納付金が幾らみたいなのが各市町村に請求されます。

その計算において、県も国保運営協議会を設置しておりまして、そちらで検討した上で運営方針というものを定めていて、その中において、納付金を計算する場合に、保険料は全てその賦課限度額まで皆さんが取っている形とするということになってございますので、全ての市町村も前年度まで賦課限度額の形で対処していますので、今回も同じ形でそういうふうにするのに対し、そこまでできる規定というか、それを越えることができない規定なので、重要事項として国保運営協議会に諮問した上で答申を受けて、条例改正を出しているという形になります。

そういう意味では、上の人といえればあれなのですけれども、高所得層からその分を取るけれども、実際には2割、5割とかの軽減の拡充をしている上で、中間所得層・低所得層に関しては、軽減が拡充する分が増えるため負担を減らす、そういう形でバランスを取っているという形になるものでございます。

○6番（三浦 行委員） 市独自で、国の賦課限度額の上限をそのまま受け入れるのではなく、それ以下の設定をしていくこともできるのですが、市の見解を伺います。

○国保年金課長（相馬延承） 先ほども答弁しましたが、賦課限度額の設定は青森県の国民健康保険運営方針で定められていて、賦課限度額までとするというふうにしています。

あと、なぜ国でこの賦課限度額を上げるのかということ、国保以外の医療保険、我々であれば共済組合、あとは組合健保とか協会けんぽとかがあるのですけれども、その医療保険は実際のところ、65歳以上74歳までの前期高齢者の医療費が多いので、国保はそちらから支援してもらっている形なのです、お金としては。後期にも国保でも支援をしているけれども、みんなほかにも支援しているのですが、そういう形でお金が来ている、支援している側のこういう協会けんぽ等は、その賦課限度額に達する世帯を加入している全体の0.5から1.5%にするという形で算定している状況にあるので、国としては同じように支援を受けている国保も国全体で賦課限度額に達するのを1.5%に近づけようということで、毎回、国全体の状況を確認して、賦課限度額の確認をして、今回は1万円を上げるという形の流れになってきていますので、同様に県の方針もあるし、そういう国に合わせて上げるという形でこれまでもずっと、賦課限度額を上限までにしないという対応をしたことがございませんので、その形を継続していきたいということになります。

○委員長（成田大介委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○6番（三浦 行委員） 議案第55号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について反対の立場から討論をいたします。

国保制度は社会保障制度として位置づけられているにもかかわらず、深刻な構造的課題を抱えており、公費投入や制度改革が不可欠な状態であるということは政府自身も認めています。

それなのに対策を取らず、毎年のように賦課限度額が引き上げられる状況が続いています。

今回も基礎賦課限度額が1万円引き上げられるのは、国の財政負担を地方自治体や国民に付け替えるものであり、容認できません。

また、賦課限度額は上限額であり、各自治体にはそれ以下に設定する裁量も認められています。市には、国保財政の黒字を市民へ還元し、負担軽減策を講じることを求めます。

また、国保の構造的な問題を解決するために、賦課限度額の据え置きと国庫負担の抜本的増額を市として国に対して強く求めることを要望し、反対討論といたします。

○13番（齋藤 豪委員） 私は、議案第55号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で意見を申し上げます。

国民健康保険料の賦課限度額等の改正については、令和7年12月26日閣議決定した令和8年度税制改正の大綱に合わせて改正された国民健康保険法施行令の一部改正に準じたものであり、国民健康保険の基礎賦課限度額に係る賦課限度額の引上げをすること、また、所得額が一定基準以下の被保険者に対して適用している均等割額及び平均割額の5割並びに2割軽減における軽減所得判定基準の見直しをしようとするものです。

国民健康保険料の限度額の見直しについては、所得の高い方にはもう少し負担をしていただくことによって、中・低所得層の保険料の負担軽減が図られるものであり、軽減所得判定基準の見直しについては、保険料負担が軽減される世帯が増加することが見込まれ、社会保険制度として被保険者の負担の公平性が重要となる保険の仕組みに合致するものであると考えるものであります。

以上のことから、今回の改正は妥当なものと判断し、議案第55号については賛成するものであります。

なお、理事者においては、今後も引き続き国保財政の健全化により一層努められるよう要望するものであります。

○委員長（成田大介委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成田大介委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第58号 自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

○委員長（成田大介委員） 最後に、議案第58号自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部スポーツ局長。

○健康こども部スポーツ局長（堀子義人） それでは、議案第58号自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

本件に係る自動車事故は、令和8年1月25日午前6時30分頃、弘前市民体育館の指定管理者である公益財団法人弘前市スポーツ協会の職員工藤貴広運転の市から同法人に貸付けしているショベルローダが、同体育館駐車場において除雪作業中、後退しようとしたところ、後方の確認が不十分であったため、停車していた相手方車両の右側面部に当方車両の左後部が接触し、相手方車両のドア等が損傷したものであります。

和解の内容につきましては、市が相手方の損害に対する賠償金として64万4831円を相手方に支払い、双方ともこの事故に関して今後何らの請求をしないものであります。

以上の内容で示談の同意を取り付けましたので、自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○委員長（成田大介委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

〔理事者退室〕

○委員長（成田大介委員） 次に、案件2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についてであります。

暫時休憩して会議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

【午前11時03分 休憩】

休憩中、委員長より、常任委員会の行政調査を議会閉会中に実施する場合、調査実施前の本会議において、閉会中の継続審査事件について議決を得る必要がある。その際の調査事項は、ある程度具体的な事項とする必要があることから、配付している調査事項案を厚生常任委員会の調査項目としてよろしいか御協議いただきたいとの説明がなされ、協議の結果、異議なく了

承されたところである。

【午前11時05分 開議】

○委員長（成田大介委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

配付しております調査事項「市民との協働推進行政等について」「ごみ回収等生活環境・環境行政について」「介護保険等福祉行政について」「子供・子育て支援行政について」「健康づくり推進等保健・医療行政について」「スポーツ行政について」を閉会中の継続審査事件として決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査事件として可決いたしました。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時06分 散会】